

## 新潟県療育手帳制度要綱

### 第1 目的

この制度は、知的障害児及び知的障害者（以下「知的障害者」という。）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種の援助措置を受けやすくするため、知的障害者に手帳を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

### 第2 交付対象者

手帳は、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者全てに対して交付する。

### 第3 実施主体、交付機関等

- 1 この制度は、知事が市町村その他の関係機関の協力を得て実施する。
- 2 手帳の交付機関及び判定機関は、児童相談所及び知的障害者更生相談所とする。

### 第4 手帳の名称及び記載事項

- 1 手帳の名称は「療育手帳」とする。
- 2 手帳の主な記載事項は、次のとおりとする。
  - (1) 知的障害者の氏名、住所、生年月日及び性別
  - (2) 障害の程度（重度とその他の別）
  - (3) 保護者（親権を行う者、配偶者、後見人、その他の者で知的障害者を現に看護する者をいう。以下同じ。）の氏名及び知的障害者との続柄
  - (4) 旅客鉄道株式会社等の旅客運賃割引の種別
  - (5) 療育・相談等の記録
- 3 手帳の様式は別添様式のとおりとする。
- 4 交付機関の長は、知的障害者の福祉の便に供するため、2に掲げる事項のほか、必要な事項を手帳に記載することができる。

### 第5 手帳の交付手続

#### 1 申請

手帳の交付の申請は、知的障害者又はその保護者が知的障害者の居住地を管轄する県福祉事務所長又は市社会福祉事務所長（町村にあっては当該町村長及びその町村を所管する県福祉事務所長（ただし、津川地区センター所管区域の町村にあっては地区センター長とする。以下同じ。）第7において同じ。）を経由して行うものとする。

#### 2 交付の決定及び交付

児童相談所長又は知的障害者更生相談所長は、判定結果に基づき手帳の交付を決定し、交付の申請の際の経由機関を経由して申請者にこれを交付する。

## 第6 交付後の障害の程度の確認

児童相談所長又は知的障害者更生相談所長は手帳の交付後、手帳の交付を受けた知的障害者の障害の程度を確認するため、原則として2年ごとに再判定を行うものとする。

## 第7 記載事項の変更の届出

手帳の交付を受けた知的障害者又はその保護者は、その氏名、住所等に変更が生じたときは、管轄の県福祉事務所長又は市社会福祉事務所長を経由して管轄の児童相談所長または知的障害者更生相談所長に届け出て、手帳の記載事項の訂正を受けるものとする。

### 附 則

この要綱は平成6年8月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は平成11年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は平成14年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は平成19年12月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は平成21年3月17日から適用する。